

入札説明書

平成29年市普管第71号に基づく入札等については、公益財団法人札幌市芸術文化財団契約規程その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

平成29年11月24日

2 契約担当部署

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌時計台ビル10階
公益財団法人 札幌市芸術文化財団 市民交流プラザ開設準備室 管理課
電話011-242-5800

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

平成30・31年度札幌市民交流プラザ警備及び総合案内業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 履行期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで(24か月)

(4) 履行場所

仕様書による。

(5) 入札書の記載方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成27～29年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が警備業のA等級に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成

員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。(詳細については別記1参照)

ア 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法(平成14年法律第154号)第67条第1項又は民事再生法(平成11年法律第225号)第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(7) 札幌市内に本店又は支店等を有し、かつ、その事業所において、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 警備業法第2条第1項第1号に定める警備業務(以下「施設警備」という。)に係る警備業の認定を受け、又は営業所設置等の届出を行っていること。

イ 警備業法第22条第1項に定める施設警備に係る警備員指導教育責任者が、現に常駐していること。

ウ 社会保険適用事業所で、かつ、施設警備に従事する労働者(労働基準法第9条に定める者)を、社会保険加入義務のある雇用契約により現に5人以上雇用していること。

(8) 施設警備の業務遂行に関する賠償責任保険に加入していること。

(9) 平成24年4月1日から告示日までに、8,000m²以上の施設警備の履行実績(12か月以上)があること。

(10) 平成24年4月1日から告示日までに、固定席200席以上(移動観覧席を含む)の劇場、コンサートホール、多目的ホール、屋内型スポーツ施設、講堂、大規模会議室、映画館等を有する施設の施設警備の履行実績(12か月以上)があること。

(11) 本告示に示した役務の提供が十分に可能な者であること。

(12) 事業協同組合等における取扱いについて

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、上記の入札参加資格のうち(7)～(10)に定める資格について、次のとおり取扱う。

ア (7)のウに掲げる要件について、社会保険適用事業所にあっては、当該組合又は

組合員(組合が指定する組合員)のいずれかとし、人員にあっては、当該組合と組合員(組合が指定する組合員)に係る人員の合計値とすることができる。

イ (8)～(10)に掲げる要件については、当該組合又は組合員(組合が指定する組合員)のいずれかとすることができます。

5 入札書の提出方法等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記2に同じ。

(2) 入札書の受領期限

平成30年1月15日(月)16時00分(必着)

(3) 開札の日時及び場所

平成30年1月16日(火)15時30分

札幌時計台ビル6階 第1会議室

(札幌市中央区北1条西2丁目 札幌時計台ビル6階)

(4) 入札書の提出方法

入札書は、別紙1の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア 入札書を直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「平成30年1月16日(火)15時30分開札〔札幌市民交流プラザ警備及び総合案内業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに平成30年1月15日(月)16時00分までに提出しなければならない。

イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「平成30年1月16日(火)15時30分開札〔札幌市民交流プラザ警備及び総合案内業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに平成30年1月15日(月)16時00分(必着)までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(5) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 質問書の受付

質問がある場合は、質問受付期間内に、別紙2の様式に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市民交流プラザ開設準備室管理課宛に電子メールで送信すること。メールのタイトルは「(事業者名)警備及び総合案内業務質問書」とすること。

イ 送付先電子メールアドレス

keibi.setubi.seisou@sapporo-community-plaza.jp

(迷惑メール対策により「@」を全角としているため、メール送信の際は、半角に

置き換えること。)

ウ 質問受付期間

上記1の告示の日から平成29年12月6日（水）17時（必着）

エ 質問に対する回答

質問及び回答については、隨時札幌市民交流プラザホームページに掲載する。

（6）追加資料の交付

別紙3の様式にて守秘義務誓約書を作成し提出した者に対し、以下の追加資料を交付する。守秘義務誓約書は持参により、上記2へ提出すること。追加資料交付を希望する場合は、事前に上記2へ連絡し交付日程等を調整すること。

ア 追加資料

面積表及び所有区分図（追加資料【共通】）

イ 交付期間

上記1の告示の日から平成29年12月22日（金）正午まで

ウ 交付場所

上記2

（7）入札の無効

ア 本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他本財団契約規程第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかつたときは、当該入札は無効とする。

（8）入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があつたとき

（9）代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、住所、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時までに委任状（別紙4）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(10) 開札

- ア 入札者又はその代理人で希望する者は、立ち会うことができる。
- イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ身分証明書等を提示しなければならない。代理人が開札に立ち会う場合は、開札立ち会いに関する委任状（別紙5）を持参し、提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、最低制限価格を設定している場合に、これを下回った入札をした者は、再度の入札に参加できない。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100 分の10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消す。

ただし、本財団契約規程第23条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 最低制限価格の設定

最低制限価格を設定する。

(4) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

本財団契約規程第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、こ

れに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記4に掲げる競争入札参加を有することを証する書類（別記3「入札参加資格審査資料の提出について」参照）を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

（5）入札者に要求される事項

ア 上記4に掲げる競争入札資格を有することを証明する書類（別記3参照）に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、上記5の質問受付期間に質問することはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

（6）落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は本財団の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

（7）免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに申出書（別紙6）を提出しなければならない。

（8）契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその5日後までに契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に理事長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において理事長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 理事長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(9) 契約書（案）

別紙7のとおり

(10) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本財団に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2と同じ。

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。